

番 号 : 1 4 0 3 9 4

国 名 : ベトナム

担当部署 : ベトナム事務所

案件名 : 母子健康手帳全国展開プロジェクト(母子健康手帳増刷のための資金調達調整)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 母子健康手帳増刷のための資金調達調整
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年7月上旬から2014年8月下旬まで (2回渡航)
- (2) 業務M/M : 国内 0.6M/M、現地 0.37M/M、合計 0.97M/M
- (3) 業務日数 : 第1回国内作業期間 7日 現地派遣期間 11日 第2回国内作業期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 6月18日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ① 業務実施の基本方針 24点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制等 6点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ① 類似業務の経験 35点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 14点
 - ③ 語学力 14点
 - ④ その他学位、資格等 7点
- (計100点)

類似業務	民間からの資金調達業務経験
対象国/類似地域	ベトナム/全世界(本邦含む。)
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : なし。

6. 業務の背景

近年、ベトナム社会主義共和国（以下、ベトナム）では、政府による保健医療改革、また経済成長による2次的効果ならびに各開発援助機関からの支援によって、乳児死亡率、妊産婦死亡率、平均余命等の全国平均の保健基礎指標は年々改善されてきている。しかし、貧困層や地方住民、少数民族の保健指標は全国平均と比較すると極めて低く、その富裕層もしくは都市部との格差が課題となっている。ベトナム国政府は、ミレニアム開発目標（MDGs）にて掲げた乳児死亡率（2000年36.7/1000出生→2010年25/1000出生）、5歳未満児死亡率（2000年42/1000出生→2010年32/1000出生）、5歳未満栄養失調率（2000年33.8%→2010年20%未満）の削減等に向けて、母子保健分野におけるさらなる改善に取り組んでいる。

こうした状況の改善のために、政府機関・開発援助機関・非政府組織（Non-Governmental Organization - NGO）は独自の母子保健に関する家庭用記録の様式（冊子やカード等）を、自己モニタリングツールとして開発・導入している。こうした複数の異なる家庭用記録様式の並存・併用は、コミュニケーションヘルスセンター・病院等の医療機関での混乱や業務負可を引き起こしており、同様式類の標準化が急務となっている。

このような課題の解決のために、保健省は、日本のNGOがベンチェ省等一部の地域において1998年から導入・普及した母子健康手帳の有用性と展開に着目し、母子健康手帳を全国レベルで導入することを検討した。母子健康手帳の導入を通じ、乳児死亡率、妊産婦死亡率、栄養失調率を改善し、母子保健へのアクセスが難しい地域での保健システムの強化することを目的とし、並存する類似の家庭用記録の冊子・カードから全国標準版の母子健康手帳に順次移行することが期待されている。これを受けベトナム政府は我が国に対し技術協力プロジェクトを要請、2010年12月27日に協議議事録（R/D）を締結し、保健省母子保健局をカウンターパート（C/P）とし2011年2月に開始された。本プロジェクトは、全国標準となる母子健康手帳の開発にあたって、異なる特性を有する4省（ディエンビエン省、ホアビン省、タンホア省、アンザン省）にて標準版を試行し、その有効性や効率性を実証するもので、プロジェクト実施期間は2014年12月までとなっている。

2013年に実施したエンドライン調査の結果、本プロジェクトにて策定・試行している母子健康手帳がヘルスワーカーや妊婦・乳児を有する母親の母子保健に関するKAP（Knowledge, Attitude and Practice）の向上に貢献していることが明らかになった。すなわち、同母子健康手帳の技術的フィジビリティは確保された。しかし、技術的フィジビリティのみならず財政的フィジビリティも確保されないと全国展開すべきか否かの政策決定は困難である。日本においては母子健康手帳の印刷に対し、民間企業の広告掲載による財源の確保の実績がある。ベトナムでは母子健康手帳印刷等にかかる政府内の予算確保の体制整備がなされていないのが現状である。ベトナム政府は、日本の経験を参考にしながら、母子健康手帳の印刷・配布・研修に必要な資金調達において官民連携の体制を試行することにより、将来的に自立発展的な運営管理体制を整備することを検討している。本件業務は、別途現地コンサルタントが積算する母子健康手帳の全国展開に必要な予算額に基づき、民間企業の広告掲載を念頭においた調達資金の活用方法及び運営管理体制について提言を行うものである。

7. 業務の内容

本業務は、本プロジェクト事務所およびC/P保健省母子保健局の指導・監督の下、母子健康手帳の全国63省分の印刷・配布・研修の費用積算を担当する現地コンサルタントと連携・協働して、在日本及び在ベトナムの日系企業ならびにベトナムの民間企業等から母子健康手帳の印刷・配布・研修のための資金調達の調整を行うものである。

具体的な業務内容は以下のとおりです。

(1) 第1回国内作業期間（2014年7月上旬）

- ① プロジェクト関係資料（実施協議報告書、実施運営総括表、月例報告書、研修教材等）を確認し、プロジェクトの内容および進捗状況について理解を深める。
- ② ベトナムでの母子健康手帳の印刷・配布・研修への資金提供に潜在的に興味・意欲のある在日本及び在ベトナム日系企業又はベトナムの民間企業等を探索・検討する。
- ③ 上記②の民間企業との対話・議論・交渉を通じて、ベトナムでの母子健康手帳の印刷・配

布・研修への資金提供の可能性を、各企業毎に分析する。

- ④民間企業から調達される資金を取り纏めベトナム保健省の口座に送金し、あわせて資金使途の連絡・報告を担当する窓口となる日本側の運営管理体制を設計する。
- ⑤上記④にて提案する日本側窓口となりうる部署を構築しうる既存の日本の組織・機関を探索・検討する。
- ⑥上記②～⑤については、印刷・配布・研修の費用積算を担当する現地コンサルタントと適宜連絡をしつつ進める。

(2) 第1回 現地派遣期間 (2014年7月中旬)

- ①業務計画 (英文) を取りまとめ、プロジェクト専門家および保健省母子保健局に説明ならびに合意する。
- ②ベトナムでの母子健康手帳の印刷・配布・研修への資金提供に潜在的に興味・意欲のある在日本及び在ベトナム日系企業又はベトナムの民間企業を探索・検討する。
- ③印刷・配布・研修の費用積算を担当する現地コンサルタントと、(i) 母子健康手帳の印刷・配布・研修のための資金の需給バランス、(ii) 母子健康手帳の印刷・配布・研修のための資金の送金ならびに使途報告の内容や頻度について協議・調整する。
- ④関係者との協議を踏まえ、保健省における資金運営管理体制にかかる提言を行う。
- ⑤上記の内容を関係者 (本プロジェクト事務所、保健省母子保健局、JICAベトナム事務所等) に対し、現地コンサルタントとの第1回合同報告会にて報告する。

(3) 第2回国内作業期間 (2014年7月下旬)

- ①現地派遣時の業務結果に基づき、母子健康手帳の印刷・配布・研修への資金提供に興味・意欲のある日本の民間企業と再調整・再交渉を行う。可能な限り、2014年12月までの試験的な資金提供の内諾を得る。あわせて2015年1月以降の、定期的な資金調達の見込みを検討する。
- ②現地派遣時の業務結果に基づき、母子健康手帳の印刷・配布・研修への資金を取り纏める日本側窓口の機関と打合せを行い、可能な限り、2014年12月までの試験的な資金送金・使途報告の在り方について内諾を得るとともに、2015年1月以降の、定期的な資金送金・使途報告の在り方を検討する。

(4) 第2回 現地派遣期間 (2014年8月上旬)

- ①資金調達の調整業務の最終的な成果を、関係者 (本プロジェクト事務所、C/P保健省母子保健局、JICAベトナム事務所、等) に対し、現地コンサルタントとの第2回合同報告会にて報告する。
- ②全活動の経緯と成果を取り纏めた業務完了報告書 (英文) を保健省母子保健局へ、業務完了報告書 (和文) を本プロジェクト事務所・ベトナム事務所に提出する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書 (英文4部) (和文3部)

記載項目は以下のとおり。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況
- ③業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④2015年1月以降の資金調達の見込みと提言
- ⑤その他

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田⇒ハノイ⇒成田を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2014年7月20日～7月26日と2014年8月11日～8月14日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・ チーフアドバイザー（長期派遣専門家）
- ・ 業務調整（短期派遣専門家）

③ 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

なし

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

エ) 通訳備上

あり

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

保健省に隣接するハノイ公衆衛生大学校内のプロジェクト事務所オフィスにおける執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

- ・ プロジェクト概要 (<http://www.jica.go.jp/project/vietnam/012/outline/index.html>)
- ・ プロジェクトニュース (<http://www.jica.go.jp/project/vietnam/012/index.html>)

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上